安城市消防団応援事業所設置要綱

　（趣旨）

第１条 この要綱は、安城市に所在する事業所又は店舗等（以下「事業所」という。）が、安城市消防団員（以下「団員」という。）に対して、利用又は物品購入時に割引サービスの提供等を行い、安城市消防団を応援する事業所（以下「安城市消防団応援事業所」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

　（登録）

第２条　安城市消防団応援事業所としての登録を希望する事業所は、市長に安城市消防団応援事業所登録届（様式第１。以下「登録届」という。）を提出するものとする。

　（表示証の交付）

第３条　市長は、登録届の提出をした事業所について適当と認めるときは、安城市消防団応援事業所の登録を行い、当該安城市消防団応援事業所に、安城市消防団応援事業所表示証（様式第２。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

　（表示証の表示）

第４条　表示証の交付を受けた安城市消防団応援事業所（以下「登録事業所」という。）は、交付を受けた表示証を事務所等内の見やすい場所に表示するものとする。

２　登録事業所は、表示証の画像（等倍に縮尺を変更したものを含む。）について、当該登録事業所の作成するパンフレット、チラシ、ポスター若しくは看板又は電磁的方法により行う広告に使用することができる。

（応援事業所の公表）

第５条　市長は、登録をした登録事業所の名称、登録内容等について、安城市公式ウエブサイト等により公表するものとする。

　（利用証の提示）

第６条　団員は、登録事業所においてサービスの提供等を受けようとする場合においては、安城市消防団応援事業所利用証（様式第３）を提示するものとする。

　（登録事項の変更）

第７条　登録事業所は、登録届に記載した内容に変更が生じた場合は、安城市消防団応援事業所登録内容変更届（様式第４）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第８条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

（１）事業を廃止したとき。

（２）その他登録することが適当でないと認めるとき。

２ 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

　（サービス等の提供の停止）

第９条　登録事業所は、安城市消防団応援事業所の登録を辞退しようとするときは、市長に安城市消防団応援事業所登録抹消届（様式第５）を提出するとともに、表示証を返還しなければならない。

　（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

　　　附 則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附 則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。